

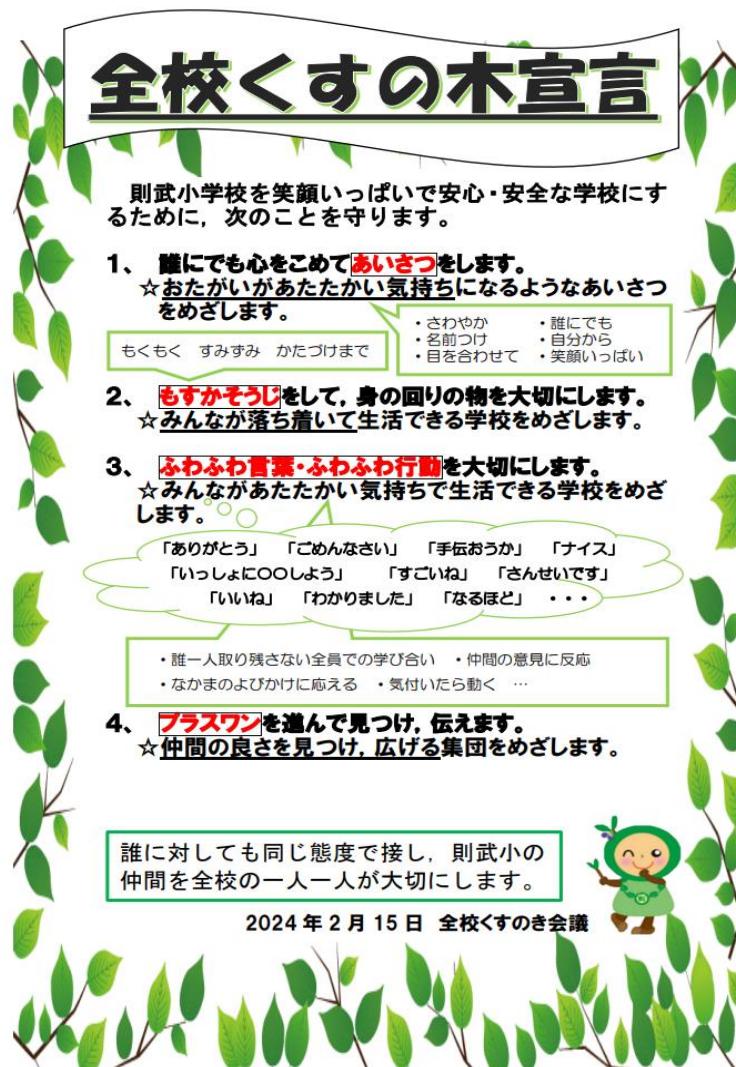
令和6年度 岐阜市立則武小学校「いじめ防止基本方針」

平成 26 年 4 月策定
平成 30 年 5 月改定
平成 31 年 2 月改定
令和 元年 8 月改定
令和 2 年 4 月改定
令和 3 年 4 月改定
令和 4 年 4 月改定
令和 5 年 4 月改定
令和 6 年 3 月改定

はじめに

ここに定める「則武小学校いじめ防止基本方針（以下、「本方針」という。）」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）の第13条、令和元年、本市の中学校3年生がいじめ重大事態に対する反省、岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会からの答申で示された再発防止策及び令和2年9月28日に施行された「岐阜市いじめ防止対策推進条例」の改正をふまえた基本方針である。

本校では、平成30年12月3日、「だれに対しても同じ態度で接し、則武小の仲間を全校の一人一人が大切にします。」という児童の願いのもと、全校くすの木会議を開き、「全校くすの木宣言」を策定した。



この「全校くすの木宣言」に込められた願いを大切にしながら、一人一人の児童が安心して生活できる学校づくりをめざす。くすの木宣言は、毎年、児童会を中心に全校で見直しを行い、修正し、現在に至っている。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

法: 第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

〈一定の人的関係とは〉

- ・学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

〈物理的な影響とは〉

- ・身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

(2) 理解

- ・「いじめ」には多様な態様があり、該当するか否かを判断する際は、本人が否定したとしても、該当児童や周辺の状況等を客観的に確認し、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に限定して解釈されることのないように努めることが必要である。
- ・「いじめ」の中には、犯罪行為として警察に相談・通報することが必要な場合もある。教育的な配慮や被害者の意向への配慮を踏まえ、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を図ることが重要である。

(3) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の用件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

（「いじめ防止等のための基本的な方針」文部科学大臣決定 最終改定 平成29年3月14日 より）

(4) 基本認識

学校教育全体を通して、以下の認識を十分理解し、いじめの防止等に当たる。

① 「いじめは、絶対に許されない」

・いじめた者だけではなく、同調する者、傍観する者も、いじめに加担しているという認識が必要である。

② 「いじめは、いつ、どこでも、誰にでも起こり得る」

・いじめは、どの学校、どの学級でも、どの児童にも起こりうるという認識のもと、常にいじめの克服を図る必要がある。

③ 「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

・いじめが見えていないのは教師だけであり、児童が全て知っているという認識のもと、広く情報を収集する必要がある。

④ 「いじめは、組織的かつ継続的に対応しなければ解消に向かわない。」

・いじめは、一度の指導では終わらない。様々な立場から、様々な場面で、該当児童に対した個への指導にとどまらず、学校、学級などの集団に対しても、繰り返し指導する必要がある。

(5) 学校としての構え

かけがえのない大切な一人ひとり

～誰一人取り残さない～

学校が児童に示す4つの約束「のりたけメッセージ」

1 あなたたちが、目標に向かってがんばるとき、先生たちはどの子も全力で応援します。

→誰一人取り残さない。

2 いつでもどんな相談も聞きます。1回相談しやすい先生に話しましょう。

→誰にでもいいからSOSを伝えて。

3 仲間に悲しい思いをさせる子は、みんなで指導します。

→いじめはみんなで必ず止める。

4 相談されたら、先生たちはすぐに問題解決に立ち向かいいます。

→直ちに問題解決に立ち上がる。

（「岐阜市いじめ防止対策推進条例」「教育委員会の方針」、「学校の実態」や「校長の方針」等を踏まえ、自校の基本的な考え方）

- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・教育活動全体を通じて、「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、児童一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見守る。



(6) 保護者の責務など

法第9条には、「保護者の責務」が以下のように定められていることから、保護者の責務・役割を明記し、学校が進めるいじめの未然防止、早期発見・早期対応等の取組に理解と協力を依頼する。

法：第9条

- 1 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- 4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

- ・学校は、保護者・地域と協力しながら、いじめ問題について対応することが大切である。しかしながら、保護者は、その保護する児童がいじめを行うことがないように規範意識等の指導を行うように努め、その保護する児童がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。また、保護者は、学校が講ずるいじめの防止等のための取組に協力するよう努める。
- ・「いじめは誰にでも起こりうるものである」という考え方のもと、家庭における児童の様子を観察するとともに僅かな変化や悩み等について、親子（家庭内）の対話を大切にし、心配な様子が見受けられた場合には、学校をはじめ各種相談機関へ相談し、いじめの早期発見・早期対応に努める。
- ・いじめは、人として決して許されないことや思いやりの心をもつことの大切さ、周りの人と共にによりよい生き方を追究することの意義・素晴らしさなどについて、普段の生活の中で機会を捉えて児童に伝える。
- ・我が子やその周りでいじめが疑われるような情報を得たときには、ささいなことだと思われることであっても、安易に判断せず、深刻ないじめに発展しないよう止める勇気をもつことや学校に相談することなどを助言する。状況によっては、保護者から学校やその他の相談機関へ連絡し、相談する。
- ・我が子がいじめの加害者となった場合には、保護者として、責任の取り方を教えるよい機会ととらえ、我が子にことの重大さを諭すとともに、被害者の児童・保護者に謝罪の意を伝える。
- ・その後は、我が子の僅かな努力や変化であっても見逃さずにとらえ、認め、励ます。

2 いじめの未然防止のための取組 (自己肯定感や自己有用感を高める取組)

(1) 魅力ある学級・学校づくり（「分かる・できる授業」の推進、主体性、自治力・自浄力等を育成する指導 共同学習等）

- ・全ての児童が主体的・対話的に活動したり、互いに認め合ったりする中で「分かった、できた」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実する。一例：「学び合い」の実施
- ・全ての児童が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己有用感・自己肯定感を高め、望ましい人間関係をつくることができるよう、よさを認め合う学級経営を充実する。一例：「どの子もプラスワン」
- ・教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対許されないこと、また見逃してはならないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。いじめを受けた場合にSOSが発信できるようにすることはもとより、いじめを見つけた場合でも相談できるよう校外の相談窓口を再度学校だよりなどで児童や保護者に知らせる。
- ・自分たちの生活をより良いものにしていく児童会活動の充実（常時活動の充実、いじめを見逃さない日、いじめ防止強化週間に向けた取組）
- ・異年齢学級の学び（なかジャンあそび、なかジャンスクールの実施）の充実

- ・自治活動（教師主導ではなく、子供の意識で活動を考えて実行する活動）の充実
「のりたけどうし隊」の活動の継続・・・係や学級などの所属集団にとらわれず、児童の思いを形にする

(2) 安心感を生み出す指導（仲間関係の構築、規範意識の確立、見守り・見届け体制の整備）

- ・全ての児童が安心して学校生活を送ることができるように、全職員が自身の人権感覚を磨き、問題行動への対処の仕方を共通理解し、問題行動等に対して誰もが傍観者にならず、全職員でその指導および解決に当たる。
- ・自他の生命の尊重と人を傷つけることは絶対許されないこと等について、教育活動全体を通して、全職員で繰り返し指導する。
- ・全職員がふだんから児童の声に耳を傾け、親身になって相談にのり、一緒に考え方を図る姿を示し、何でも相談できる、自分は大切にされていると実感できる安心感を児童がもてるよう努める。（各種アンケートの「ダブルチェック」、教育相談、ここタン）
- ・お互いの良さを認め合える視点を与える指導をする。（プラスワン）

(3) 生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

- ・様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然とのふれあいや幅広い世代との交流等、豊かな体験活動を充実する。
- ・教育活動全体を通じて、児童一人一人に命を大切にする心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識が育つ道徳教育を充実する。
- ・自殺予防に関しては、一度失った命は二度と戻らない命の大切さを教える。いかなる苦しい状況があっても自殺は問題解決にならないことを理解させる。
- ・「うざい」「きもい」「死ね」などという心ない言葉が人を傷つけ、最悪の場合死まで至らせる言葉であることを学級活動や特別の教科道徳、新聞記事などを通して理解させる。学校からこうした言葉を追放する動きを児童会が主体となって起こす。また、真面目に努力することの値打ちを学校全体が共有し、それをあざ笑うような雰囲気を徹底して排除する。
- ・「差別をする、される、見ている」のいずれの立場に立っているかを明らかにさせ、させない以外の立場は結局差別を助長させていることになることを教える。そして、いじめの現場に出会ったとき「やめろ。」と止めることができる自分になろうとするよう指導する。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることができるための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。
- ・全校くすの木タイムで見直した「全校くすの木宣言」が浸透する取組を継続的に実施し、全校が笑顔でいっぱいになり、友達がつらい気持ちになったり嫌な気持ちになったりする言動を0にする意識を高める。
- ・生命の尊厳への理解を深める指導をする。（自殺予防、性に関する教育）
- ・いじめ未然防止等に関わる児童生徒主体の取組や活動を仕組む。

いじめを見逃さない日の取組・・・1時間の授業として充実させる　　いじめ防止週間の実施

(4) 全ての教育活動を通した指導（自己指導能力の育成）

- ・教育活動全体を通じて、以下の4点に留意した指導を充実する。
 - ① 学び合いの充実。
 - ② 児童が自己有用感や自己肯定感を感じられる指導をする。（プラスワン）
 - ③ 共感的な人間関係を育成する。
 - ④ 自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助する。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取り扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に対する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。（警察、専門家等の外部講師等による研修）



3 いじめの早期発見・早期対応

(1) いじめがあったときに見逃さず、立ち向かい、乗り越える力の育成

- ・児童自身が困ったとき、いじめに気付いたとき、または相談を受けたとき、身近な大人に相談するなど SOS の出し方に関する指導をする。
- ・学校だけでなく、人権啓発センターやエールぎふ、子どもほっとカードなど、外部の機関に相談できることも機会を捉え繰り返し周知する。

(2) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応を目指し、日常的な声かけ、ここタン、心のアンケート（年3回）の実施、教育相談など、多様な方法で児童のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。
- ・回答しやすい環境整備をする。（自宅での記入、スマート連絡帳等での周知）
- ・心のアンケートの活用「ダブルチェック」を基本とした複数の教職員での確認をする。

=心のアンケート実施後の対応=

- ・実施当日 実施後、ただちに担任が全てのアンケートを確認

ア その時点でのいじめを疑うアンケートの記載があった場合

　ただちに校長・教頭へ報告する。校長は、いじめ対策監をはじめ、「いじめ対策チーム」を招集し、訴えた児童から事情を聞き、該当児童の支援と必要な指導をすすめる。
(フロー図参照)

イ その日のうちに、学年主任を含めた学年職員で学年の各学級のアンケート結果を確認

　いじめを疑う記載の有無をダブルチェックする。いじめを疑うアンケートの記載を確認した場合は、「ア」の対応をすすめる。

　いじめを疑う事案は確認できないものの、アンケート項目の中で聞き取りが必要だと判断する児童を確認し、その児童に対する今後の教育相談の進め方をきめる。

　教育相談の結果、いじめを疑う事案を確認した場合は、ただちに校長、教頭へ報告し、必要な支援、指導をすすめる。
(フロー図参照)

- ・全ての学級において、心のアンケートをもとにいじめ事案の指導後、校内「学校いじめ防止等対策推進会議」を開催し、指導の内容及び今後の指導の方向を確認し、必要に応じて指導の補足を協議する。

※心のアンケートを自宅に持ち帰って記載する場合は、その旨を保護者に伝え、児童と相談しながら記載いただくよう依頼する。

※心のアンケートを自宅へ持ち帰って記載した場合は、アンケートを回収した日ごとに上記「ア」「イ」の対応をすすめる。

- ・これらの結果を基に、「学校いじめ等防止対策推進会議」で定期的に状況を確認し、対策を検討する。

- ・保護者、地域住民に積極的な情報提供を依頼しておく。

(3) いじめの疑いがある事案に係る情報の共有・連携体制の徹底（初動が肝心！）

- ・いじめ対策監は、校内巡視を行い、情報の収集といじめ防止の啓発に努める。
- ・いじめ（いじめの疑い）を受けていると思われる情報をつかんだ時点で、いじめ対応のフロー図に則り、直ちに、適切かつ迅速に校長、いじめ対策監が中心となって組織で対応する。
- ・「いじめはどこかで起きている。」「見ようとしないと見つからない。」「大人が気付かないいじめを子どもたちが知っている。」という感覚をもち、児童からの情報をキャッチできるような関係をつくる。
- ・スタートでの被害者側の辛さや不安に寄り添った対応（役割分担と具体的な手立て）をする。

(4) 教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切にし、教育相談を進める。問題が起きていないときこそ、児童と信頼関係が築けるよう、日頃から児童理解に努める。
- ・心のアンケートをもとにした「教育相談週間（6月・10月・1月）」を位置付け、児童と担任との二者懇談を行うほか、教育相談日以外にも、児童が遠慮することなく、気軽に相談できる日常的な相談を実施する。

(5) 教職員の研修の充実

- ・年度当初の職員会で学校いじめ基本方針について共通理解をするとともに、「いじめの未然防止」「早期発見・早期対応」「教育相談」の研修を位置付けるなど、校内研修を充実する。中でも、「いじめの未然防止」につい

ては、互いに尊重し合い、高め合える人間関係づくりに重点を置き、研修に努める。

- ・いじめ対策監が中心となり、市教育委員会が主催する各種研修やいじめ対策監の研修による伝達講習を確実に実施する。また、事例研修（解消事案をもとにした研修や進行形の事案による研修）を行う。
- ・前年度から継続的に経過を見守り、支援を続けている事案については、対応の経過を丁寧に確認し、引き継ぎを確実に行う。
- ・いじめ事案があった場合は、その都度、教職員間で情報交流を行い、共通理解をもとに生きた教訓を学べるようにする。

(6) 保護者・地域との連携

- ・いじめの早期発見・早期対応に向け、家庭における児童の様子を観察し、心配な様子が見受けられた場合には、迷わず学校や各種相談機関へ相談するよう依頼する。
- ・いじめの事実が確認された際には、いじめを受けた側、いじめた側とともに保護者への報告し、早期対応ができるよう、協力を依頼する。いじめを受けた側の安心感を確保するとともに、いじめた側の児童にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた児童や保護者の思いを受け止め、謝罪の場を位置付けることをはじめ、いじめる児童自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にし、成長の見届けをする。
- ・管理職による情報提供の履行の見届けを行う。
- ・指導後に児童、保護者を含めた当事者間に遺恨が生じ、人間関係が損なわれることなく、健全な関係がはぐくめるように、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導を進め（謝罪を勧奨することを含む）、児童の今後に向けて共に取り組んでいこうとする協力関係を築くことを大切にする。必要に応じて関係児童およびその保護者に来校を依頼し、以後の指導の方向などについて懇談等を行う。
- ・児童のいじめに対する意識や保護者の構えを振り返り、その後の家庭での指導に生かせるよう、学校評価アンケートの結果を学校だより等で知らせる。
- ・本方針についてPTA総会や学校運営協議会等で保護者や地域住民に伝え、協力を依頼する。

(7) 関係諸機関との連携（チーム学校、いじめを受けた側・いじめた側への支援・指導）

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題は、次の機関とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。
- ・岐阜市教育委員会はもとにより、事案の内容に応じて、警察、子ども若者総合支援センター、中央子ども相談センター等の機関、スクールカウンセラー、スクールロイヤー等と連携して専門的なアドバイスや指導を得るようにする。
- ・重大案件に発展した場合は、市条例を遵守し、速やかに市教委に報告し（第一報）、第三者機関の指示に従い、隠蔽することなく情報を開示する。

岐阜市教育委員会、警察、子ども若者総合支援センター、こどもサポート総合センター、中央子ども相談センター、民生児童委員、PTA会長等

4 学校いじめ防止等対策推進会議の設置 〈必置〉

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

条例：第18条

- 2 推進会議は、次にあげる事務を行う。
 - （1）学校基本方針の策定、実施及び検証
 - （2）いじめに係る相談体制の整備
 - （3）いじめの早期発見のための情報の収集、記録及び共有
 - （4）いじめの認知
 - （5）被害児童生徒及びその保護者の支援並びに加害児童生徒の指導及びその保護者への助言
 - （6）当該市立学校の教職員を対象とする研修並びに保護者及び地域住民を対象とする啓発活動
 - （7）前各号に掲げるもののほか、当該市立学校の校長が必要と認める事項

学校職員：校長、教頭、教務主任、いじめ対策監、生徒指導主事、学年主任、学級担任、教育相談コーディネーター、教育相談主任、特別支援コーディネーター、養護教諭 等
 学校職員以外：PTA 会長、学校運営協議会委員、青少年育成市民会議委員、民生委員・児童委員、主任児童委員、スクールカウンセラー、等

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画



「則武小学校いじめ未然防止・早期発見・早期対応プログラム」

月	取組内容	備考
4月	職員会「のりたけメッセージ」「くすの木宣言」の説明 職員研修会の実施 (前年度の実態と対応等の引継、今年度の方針の伝達) 「学校いじめ防止基本方針」の共通理解 入学式等で「学校いじめ防止基本方針」の説明 学校だより・ホームページ等による「方針」等の発信 児童へ「のりたけメッセージ」「全校くすの木宣言」の説明・確認 児童・教師による良いこと見つけ 「のりたけどうし隊」の説明 第1回 学校運営協議会開催「学校いじめ防止基本方針」説明 •「いじめを見逃さない日」の実施	「方針」の確認
5月	PTA 総会「学校いじめ防止基本方針」説明 •「いじめを見逃さない日」の実施 第1回 生徒指導事例研修会の実施（要援助児童の共通理解） 児童・教師による良いこと見つけ（継続実施）	「方針」の発信
6月	「いじめ防止強化週間」（6月24日～7月3日）の実施「くすの木宣言」の振り返りを基に新たに実践 「非行防止・犯罪被害防止教室」5・6年生 第1回「学校いじめ防止等対策推進会議」実施 •児童集会、のりたけどうし隊が中心になりキャンペーンを仕組む。 •心のアンケートの実施・教育相談の実施	「のりたけメッセージ」の確認 心のアンケートをもとにした教育相談
7月	「いじめ」について考える日 7月3日 携帯安全安心利用講習会（ネット犯罪含） 職員会（夏休み前までのいじめの取組の振り返り） 個人懇談 学校評価アンケート	第1回県いじめ調査
8月	職員研修会 「いじめ早期発見・早期対応・教育相談」 岐阜市生徒会サミット	夏季休業中の指導
9月	•「いじめを見逃さない日」の実施 第2回「学校いじめ防止等対策推進会議」実施 ホームページ等による取組経過の報告	
10月	•「いじめを見逃さない日」の実施 プラスワン活動を広げる取組 心のアンケートの実施	心のアンケートをもとにした教育相談

	教育相談週間（全員の児童と二者懇談）の実施	
11月	「いじめ防止月間」の取組「全校くすの木会議」（児童主体の取組）に向けて実践 ・「いじめを見逃さない日」の実施 ・「ひひき合い活動」として「全校くすの木会議」で実践の交流 第2回 学校運営協議会開催	
12月	・「いじめを見逃さない日」の実施 個人の「くすの木宣言」の交流と振り返り 「教職員取組評価（学校評価）次年度にむけて」実施 個人懇談（心のアンケートについて等） 学校評価アンケート	冬季休業中の指導 第2回県いじめ調査
1月	・「いじめを見逃さない日」の実施 職員会 いじめ防止対策の取組の振り返りと次年度取組計画案 心のアンケートの実施と教育相談週間（児童と二者懇談）の実施 第3回 「学校いじめ防止等対策推進会議」（本年度のまとめ）	心のアンケートをもとにした教育相談
2月	・「いじめを見逃さない日」の実施 「くすの木宣言」の振り返り 児童会取組のまとめと全校への提言 第3回 学校運営協議会開催 本年度のまとめと来年度の計画 ホームページ等にて、学校評価の公表	
3月	・「いじめを見逃さない日」の実施 第2回 生徒指導事例研修会の実施（要援助児童の共通理解） 職員会 いじめ防止対策について、次年度取組計画の確認	第3回県いじめ調査 (国の調査兼ねる)

6 いじめ問題発生時の対応

（1）いじめ問題発生時・発見時の初期対応（法第23条に基づいて明示）

【組織対応】

- ・「いじめ防止等対策推進会議」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、校長の指導のもと、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候や疑いがある場合には、把握した者は速やかに管理職及びいじめ対策監に報告し、学校いじめ防止等対策推進会議を開催し、直ちに校長の指導のもと、組織的かつ丁寧に事案確認を行う。（保護者からの手紙や連絡帳はコピー、聞き取りや相談についてはその内容メモのコピーを用いる）。
- ・いじめを受けた児童（疑いを含む）が安心して生活できるよう、状況に応じて職員が付き添ったり、別室で待機したりするなど、被害の拡大を防止する。
- ・校長の指導のもと、関係する担任、学年主任、いじめ対策監、生徒指導主事を含めた校内「学校いじめ防止対策推進会議」（いじめ対策チーム）を招集し、いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ、組織的に情報を収集・集約し、迅速に対応する。校内「学校いじめ防止等推進会議」を行う際、出席者と指導の経緯、会の内容等の記録をその都度、確実に残す。
- ・関係児童からの聞き取り内容がくい違う場合には、丁寧にくりかえし確認し、事実を集約する
- ・いじめに関する兆候や疑われる事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たる。最終的には必ず校長が児童及び保護者へ指導する。
- ・保護者との連携の下、支援・指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を自己の生き方とつなげ、見つめ直す指導に努める。
- ・いじめを受けた児童に対しては、3か月は、毎日校長やいじめ対策監は声をかけるなど、保護者と連携しつつ児童を見守り、心のケアまで、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど、十分配慮した

継続的な事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。

- ・同様に、いじめた側の児童に対しても、保護者と連携し、児童の様子を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど、事後の対応を中・長期的に行う。

[大きな対応順序]

【別紙フロー図 参照】

(2) 「重大事態」と判断された時の対応 (法第28条・条例第20条に基づいて明示)

(重大事態の認識や重大事態と判断した後の主な対応など)

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に多大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

[主な対応]

○教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。

○当該重大事態と同種の事態発生を防止するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。

○上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

○児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

7 学校評価における留意事項

(いじめの未然防止に係る取組やいじめの実態把握や措置を行うために踏まえるべき項目など)

- ・いじめの未然防止、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の3点を加味し、適切に学校の取組を評価する。

- ① いじめの未然防止の取組に関すること
- ② いじめの早期発見の取組に関すること
- ③ いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報等の取扱い

○個人調査(アンケート等)について

- ・保護者から「いじめがあった」等の申立てがあった場合やいじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査においても、児童が記入したアンケート調査用紙が資料として重要となることから、アンケートの一次資料の保存期間は当該児童が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで5年間は必ず保管する。

○指導記録について

- ・1事案1ファイルを原則として、事案の概要、指導の方向・方法・経緯、児童の意識、保護者の反応などを確實に残す。(いじめ事案報告書、指導記録、学校いじめ防止等対策推進会議記録等)

○校種間、学年間での確実な引継ぎ

- ・個人カード、ファイル等への記録を隨時行い、適切な情報を管理保管し、進学及び進級における学級編成や引継ぎ資料に確実に反映されるよう徹底する。

